平成２４年（フ）第１６号
沖縄県宮古島市平良字下里811番地　東原コーポ405
債務者　石川　隆之（旧姓下地）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第７４号
福島県喜多方市字大荒井30番地２、前住所福島県喜多方市岩月町入田付字西治里2853番地
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
群馬県邑楽郡大泉町坂田６丁目14番34号、住民票上の住所群馬県太田市台之郷町672番地９
債務者　小屋原裕哉
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４３９号
神奈川県小田原市飯泉20番地の１　エトワールエン106、前住所神奈川県小田原市中里117番地　メゾンＹＳ101号
債務者　上野　和保
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４５４号
神奈川県厚木市妻田北１丁目12番44号　クレベール102
債務者　笹生　浩司
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４６１号
神奈川県小田原市久野890番地　カインド不二ＮＯ．３　102
債務者　細根　久嗣
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１０号
新潟県胎内市下高田738番地
債務者　浮須　寿昭
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１１１号
新潟県新発田市板敷651番地４
債務者　渡邉　一章
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１２１号
新潟県新発田市池ノ端883番地
債務者　姉﨑　文子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２４号
香川県三豊市高瀬町比地1498番地１　レザンラブールＢ棟１号、前住所香川県三豊市詫間町香田150番地
債務者　清水　弥生
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第２２号
高知県安芸郡安田町大字安田2752番地137
債務者　武田　光子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第５８４号
仙台市泉区加茂５丁目２番地の３
債務者　大友　一史
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
茨城県土浦市北荒川沖町14番11号　桂コーポ北荒川沖105、前住所茨城県土浦市中1558番地１
債務者　飯田　竜也
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２０２号
茨城県つくば市並木３丁目26番地３　グランド坂田Ａ棟103号
債務者　山口　幸恵
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２０４号
茨城県つくば市天久保３丁目９番地８　シャルム・マリエール504号
債務者　宮坂　　敦
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２１５号
茨城県稲敷郡阿見町大字青宿494番地　藤沢ハイツ１－Ｃ、前住所茨城県下妻市鯨779番地
債務者　小坂　伸行
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係